

平成 25 年 3 月 29 日
消 費 者 庁
総 務 省

有限会社ナビーレに対する 特定電子メール法違反に係る措置命令の実施

消費者庁及び総務省は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号。以下「法」といいます。）に違反して、自己の運営するウェブサイト「FLASH」の広告又は宣伝を行う電子メールを送信した有限会社ナビーレに対し、法第 7 条の規定に基づき措置命令を行いました。

概 要

- 1 原則として送信者は、あらかじめ特定電子メールの送信を求める旨又は送信することに同意する旨を送信者等に通知した者以外の者に対して、特定電子メールを送信することを禁止されています（法第 3 条第 1 項（特定電子メールの送信の制限））。
また、送信者は、特定電子メールの送信に当たって、送信者の氏名又は名称等一定の事項が、メール本文に正しく表示されるようにしなければならないこととされています（法第 4 条（表示義務））。
- 2 有限会社ナビーレは、少なくとも平成24年3月19日から平成25年1月23日までの間、ウェブサイト「FLASH」の広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得ておらず、法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為を行っていた事実が認められました。
また、広告又は宣伝を行う電子メールにおいて、少なくとも平成24年3月19日から平成25年1月23日までの間、送信者の名称を表示しておらず、法第 4 条の規定に違反する行為を行っていた事実が認められました。
- 3 このため、消費者庁及び総務省は、平成25年3月19日付け文書にて、有限会社ナビーレに対し、法第 7 条の規定に基づき、電子メールの送信の方法について法第 3 条第 1 項及び法第 4 条の規定の遵守を命じる措置命令を行いました。

命令の対象

事業者名	有限会社ナビーレ
所在地	東京都豊島区南池袋 3-13-9
代表者	関口 亘
設立年月日	平成17年7月4日
資本金	10万円

本件に関する事実関係

広告又は宣伝を行う対象	自己の運営するウェブサイト「FLASH」
少なくとも確認された送信期間	平成24年3月19日から平成25年1月23日まで
相談のあった特定電子メールの通数	2,991人から延べ78,679通 (一般財団法人日本データ通信協会に対して、相談のあった特定電子メールの延べ件数)
違反内容	自己の運営するウェブサイト「FLASH」の広告又は宣伝を行う電子メールの送信に当たり、受信者から同意を得ていなかった。また、広告又は宣伝を行う電子メールの本文に、法に規定された事項(送信者の名称)を表示していなかった
関係法令	法第3条第1項(特定電子メールの送信の制限)、法第4条(表示義務)

(参考)

○総務省迷惑メール対策ホームページ

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html

○消費者庁ホームページ

<http://www.caa.go.jp/index.html>

連絡先：消費者庁取引対策課 特定電子メール担当

電話：03-3507-9212

FAX：03-3507-9291

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
迷惑メール担当

電話：03-5253-5487

FAX：03-5253-5948

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特定電子メール 電子メールの送信（国内にある電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）からの送信又は国内にある電気通信設備への送信に限る。以下同じ。）をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

三～五 （略）

（特定電子メールの送信の制限）

第3条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者（電子メールの送信を委託した者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）に対し通知した者

二 前号に掲げるもののほか、総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令・内閣府令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあっては、営業を営む者に限る。）

2、3 （略）

（表示義務）

第4条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令・内閣府令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第3項ただし書の総務省令・内閣府令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

一 当該送信者（当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者）の氏名又は名称

二 前条第3項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって総務省令・内閣府令で定めるもの

三 その他総務省令・内閣府令で定める事項

（措置命令）

第7条 総務大臣及び内閣総理大臣（架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあつては、総務大臣）は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第3条若しくは第4条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第3条第1項第一号又は第二号の通知の受領、同条第2項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第5条の規定に違反した者

二 第7条の規定による命令（第3条第2項の規定による記録の保存に係るものを除く。）に違反した者

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第34条 三千万円以下の罰金刑

二 第33条、第35条又は前条 各本条の罰金刑

特定電子メール法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律)の概要

- ◎ 同意のない者への広告・宣伝メールの送信は、原則禁止
- ◎ 広告・宣伝メール中に、送信者名等を表示する義務
- ◎ 違反した場合には、総務大臣及び消費者庁長官による措置命令
- ◎ 命令違反は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人の場合は3000万円以下の罰金)

